

令和4年度 第1回淡路市国民健康保険運営協議会要約議事録

- 1 日 時 令和4年8月25日(木) 14:00~15:20
- 2 場 所 淡路市役所 1号館2階 大会議室1及び2
- 3 出席者 中山委員、東根委員、竹澤委員、柏木委員、富永委員、
中田委員、福富委員、濱口委員、大倉委員、辻本委員、
長野委員、宮本委員、藪内委員、内海委員(15名中14名出席)
事務局(福祉総務課、健康増進課、税務課)
- 4 議 事
 - (1) 会長の選任等
 - (2) 協議事項
 - ①令和3年度淡路市国民健康保険特別会計の決算状況について
→事務局より説明
 - ②保健事業について
→事務局より説明
 - (3) 報告事項
 - ①淡路市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部改正について(傷病手当金に係る期間延長)
→事務局より説明
 - ②淡路市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
→事務局より説明
- 5 質 疑 以下のとおり
 - (1) 会長の選任等について

(事務局)
会長、会長職務代理者の選出に当たり、選出方法について、御意見をいただきたい。
(委員)
行政区順ではいかがか。
(事務局)
行政区順の場合、前回の会長は津名地区のため、今回は岩屋地区から会長を、北淡地区から会長職務代理者を選出することになりますがよろしいでしょうか。
(委員)
異議なし
(事務局)
それでは、会長は長野委員に、会長職務代理は宮本委員にお願いします。

(2) 協議事項

①令和3年度淡路市国民健康保険特別会計の決算状況について

→ [事務局、資料に基づき説明]

(委員)

基金からの繰り入れが0だった要因は。

(事務局)

税収が増加したことと、県支出金である2号繰入金が増加したことによる。

(委員)

償還金の主なものにはどういったものがあるのか。

(事務局)

令和2年度に超過交付となっている普通交付金の返還金。具体的には、令和3年2月の診療報酬の精算によるものと第三者行為の求償によるものである。

②保健事業について

(委員)

保健指導は今でも委託しているのか。

(事務局)

集団健診を受けられた方には保健師がセミナーを開いているが、個別健診の方については、委託している。

(委員)

委託業者の名前の周知が不十分なため、不審に思われてしまうことが過去にあったが、今はないか。

(事務局)

電話・訪問による受診勧奨や保健指導は、顔見知りになった方や、地域の特性を知っている方に実施していただく方が良いということもあり、ここ数年は同じ事業者へ委託している。また、電話や訪問の前に、通知を送り、業者名や連絡先を周知し、不審に思うことがあれば福祉総務課まで連絡いただくように案内している。

(委員)

事前に送る通知は封書か。

(事務局)

お見込の通り。

(委員)

その封筒は淡路市の封筒を使うのか。

(事務局)

淡路市の封筒と同じような色で福祉総務課から送るような形にしている。

(3) 報告事項

①淡路市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部改正について（傷病手当金に係る期間延長）

②淡路市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

→ [事務局、資料に基づき説明]

(委員)

保険料の賦課額の最大が102万円まで上がっているが、過年度の未収金や不能欠損が増えるのではないか。ここ数年の過年度分の徴収率はどのようになっているのか。

(事務局)

滞納繰越の推移は令和元年度が21.8%、令和2年度が23.8%、令和3年度が22.3%となっている。令和3年度は現年度分はほぼ変わらず、滞納繰越分は下がっているが、徴収率としては、上昇している。

(委員)

過年度分を滞納している人は現年度分も滞納している傾向にあるか。

(事務局)

現年分も滞納する傾向である。

(委員)

その場合は資格証明書等で対応するのか。

(事務局)

1年以上全く納付が無い場合等は資格者証となるが、納税相談を行い、その計画に基づいた金額を支払ってもらうことで、有効期限の短い短期証というものを発行して対応する。

(委員)

国保の年度末の世帯数、被保険者数共に減少しているが、医療費が高くなる要因は。

(事務局)

被保険者の年齢構成が高齢化してきているためと考える。

(委員)

75歳になれば後期高齢者医療制度に移るので、高齢化はしないのではないのか。

(事務局)

社会保険への加入要件が緩和され、若い方の国保加入が減少していることもあり、被保険者に占める年齢層は高くなってきている。

(委員)

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免について、これは減免する場合、全額減免となるのか。

(事務局)

必ずしも全額減免というわけではなく、前年度の合計所得金額に応じて減免割合が決まっている。

【閉会】

以 上